

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第543号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成22年3月22日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成21年6月4日付け西建東第249号の行政文書部分開示決定通知書によって部分開示決定（以下「別件処分」という。）された西部建設事務所東広島支所の平成21年度事務引継書のうち、「担当課：維持管理課管理係」の「懸案事項」欄が「砂防指定地内河川郷川に係る橋梁許可申請について（●●●●●による行政文書開示請求）」と記載されているページのみ（以下「本件対象文書」という。）の開示請求（以下「本件請求1」という。）をするとともに、本件対象文書に係る部分開示の内容が別件処分と同じ場合には、平成22年1月25日付け土整第354号の裁決書（以下「別件裁決書」といい、別件裁決書による裁決を以下「別件裁決」という。）によって、県民の間に混乱を生じさせるおそれや不利益を及ぼすおそれがなくなってもなお開示とすることが適正な判断であるという根拠が記載されている文書の開示請求（以下「本件請求2」といい、本件請求1及び本件請求2を「本件請求」と総称する。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求1に対しては、本件対象文書に条例第10条第2号、第5号及び第6号に該当する不開示情報が含まれていることを理由として行政文書部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、本件請求2に対しては、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分2」といい、本件処分1及び本件処分2を「本件処分」と総称する。）を行い、それぞれ平成22年4月6日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分2を不服として、平成22年5月10日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分2を取り消し、適正に開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分の処分庁である東広島地域事務所長（同事務所竹原支局の〇〇支局長（以下「竹原支局長」という。）を含む。）が、裁量権を濫用した違法な処分を強行したことを隠匿するために、本件対象文書に記載された懸案事項の記述のうち、その問題点と今後の処理方針の全てを開示しなかった不当な処分である。

当該不許可処分の理由として公文書に明記されたのは、「近くに橋があり、進入路もあることから橋の設置については、必要不可欠性が認められない。単に利便性が向上するなどの理由では、許可できない。」というものである。しかし、当該理由は所轄部署の竹原支局長が捏造した法的根拠の全くない著しい裁量権の濫用によるものであり、再審査庁の国土交通大臣は、平成 18 年 8 月 22 日付け国河政第 225 号の裁決書をもって、違法な処分であった「平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分」を取り消す旨の裁決を行った。

その後、竹原支局長は、全く同一の橋梁設置申請書に対して、処分の理由を当初とは違う内容に書き換えるだけの手法で平成 19 年 5 月 8 日付け指令東広建竹第 38 号による再度の不許可処分を強行し、別件裁決書をもって棄却及び却下という不当な再度の裁決を強行した。

このことから、真に不開示とすべき個人情報などの一部の記載事項を除き、組織的に裁量権を濫用した「平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分など」に関する記述を含め、不開示とされた問題点と今後の処理方針の記述を公開できないという根拠は存在しておらず、適正に開示するよう要求する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分 1 は、別件処分と同じ内容である。本件処分 2 に当たっては、条例の規定に基づき開示可否の判断を行っており、当該判断は、別件裁決に係る審査請求人である異議申立人が別件裁決書を所持していることに左右されるものではない、

別件処分 1 では、記載内容において個人が識別される情報については、条例第 10 条第 2 号に該当し、問題点及び処理方針等については、実施機関内部における検討途中の段階の情報であるため、公にすることにより、今後の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 10 条第 5 号に該当するため、不開示とした。

また、課題や今後の処理方針等については、公にすることにより、実施機関

の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 10 条第 6 号に該当するため、不開示としたものであり、異議申立人のいう観点からの判断は行っていない。

したがって、別件裁決書によって県民の間に混乱を生じさせるおそれや不利益を及ぼすおそれがなくなってもなお本件対象文書を不開示とすることが適正な判断であるという根拠が記載されている文書は存在しない。

なお、開示請求の対象となる文書についての開示可否の判断は、開示請求を受けて行うものであり、開示請求時点では、その判断は行っていないため、本件対象文書を不開示とすることが適正な判断であるという根拠が記載されている行政文書は、本件請求時点では存在しないものである。

以上のことから、本件処分 2 は妥当である。

第 5 審査会の判断

1 本件処分 2 の妥当性について

本件処分 2 に係る本件請求 2 は、本件対象文書の開示を求める本件請求 1 と同時に行われたものであり、本件対象文書に係る本件処分 1 の内容が別件処分の内容と同じ場合には、本件処分 1 を行うことが適正な判断であるという根拠が記載された行政文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めたものである。

当審査会において、本件処分 1 によって部分開示された本件対象文書の開示の内容を確認したところ、本件対象文書の不開示部分は、別件処分における不開示部分と同一であった。

そもそも、行政文書の開示請求制度において、開示請求に係る行政文書が存在するかどうかは、当該開示請求時点での判断となる。

異議申立人は、本件請求において、本件請求 1 及び本件請求 2 を同時に行い、本件請求 1 に対する開示決定等の内容を仮定した上で、本件請求文書の開示を求めている。

そうすると、本件処分 1 の判断に関する行政文書である本件請求文書は、本件請求が行われた後に作成されるものであるから、本件請求文書は、本件請求 2 の対象にはなり得ない。

また、実施機関において、開示請求が行われていない段階でその具体的内容を予想し、その開示の可否について整理・検討・判断まで行っておくということは、通常、考えられないし、本件請求時点において、本件請求文書の存在をうかがわせる具体的な事情も認めることもできない。

したがって、実施機関が本件請求文書を不存在として本件処分 2 を行ったことは妥当である。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22. 6. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
令和元. 5. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和元. 5. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和元. 8. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 3. 3. 23 (令和 2 年度第 11 回第 3 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
令和 3. 4. 23 (令和 3 年度第 1 回第 3 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
令和 3. 5. 28 (令和 3 年度第 2 回第 3 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授